

介護サービス事業者の指定申請等に係る手数料について

令和3年8月策定の行財政改革計画に基づき、受益者負担の観点から、京都市介護保険条例を改正し、新たに介護サービス事業者の指定、指定更新及び許可更新の申請について手数料を徴収します。

1 開始時期

令和4年6月1日の申請受付分から

2 審査手数料の額

サービス種別		手数料（１件につき）	
		新規指定 （許可）申請	指定（許可） 更新申請
居宅サービス	通所介護、通所リハビリテーション、 特定施設入居者生活介護	30, 000 円	10, 000 円
	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 短期入所生活介護、短期入所療養介護、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売	20, 000 円	
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 夜間対応型訪問介護	20, 000 円	10, 000 円
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	30, 000 円	15, 000 円
	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 複合型サービス		10, 000 円
居宅介護支援		20, 000 円	10, 000 円
介護老人福祉施設		45, 000 円	15, 000 円
介護老人保健施設		63, 000 円	15, 000 円
介護医療院		63, 000 円	15, 000 円
介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス		15, 000 円	8, 000 円
介護予防支援			
介護予防・日常生活支援総合事業（第１号事業）			

※1 みなし指定、共生型サービスについては、手数料は必要ありません。

2 他市町村の地域密着型サービス事業所を指定する場合については、手数料は必要ありません。

3 変更届については、手数料は必要ありません。

4 介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可申請（構造設備の変更を伴うものに限る）に係る手数料は33,000円です。

3 納付方法

- 申請書受理後、納付書を発行します。指定金融機関等で納付のうえ、領収書の写しを提出してください。
- この手数料は、申請の審査事務に対する手数料であるため、審査の結果、新規指定・指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しませんので、予めご了承ください。

<問合せ先>

京都市保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 介護事業者担当

電 話：０７５－２１３－５８７１

FAX：０７５－２１３－５８０１